

# 山田みやこの活動報告

令和2年2月20日(木)

## 代表質問にて来年度の県政へ向けての課題について質問をしました。

質問内容と回答を一部抜粋して報告致します。

《質問1-1》2020年度当初予算における考え方と県政運営について知事にお伺い致します。

民主市民クラブ会派として、先日「2020年度当初予算政策推進の要望書」を知事に提出し回答をいただきました。当会派の政治姿勢である「持続可能・環境・共生」を柱とする人への投資という方針に基づき要望を致しましたが、回答の内容は残念ながら必ずしも要望内容に沿った十分な回答とはいいがたく、60点という評価に至りました。今回知事から提出されました2020年度の当初予算案は、未来を担う人づくり・未来技術の活用推進・安全安心な栃木づくり・東京オリンピックパラリンピックなどへの取り組みがポイントとなっています。その中で台風19号による大きな被害となった河川等の普及や被災した中小企業の支援の他、「Society 5.0」（第5期科学技術基本法）に向けた未来技術の活用、関係人口の喪失や若者の東京圏への流出の歯止め、合計特殊出生率の上昇など、とちぎ創生15(いちご)戦略第2期の基本目標を組み入れているものでした。

またその中で大きな課題となっている人口減少は加速度的に進み、第2期戦略では人口将来展望として2060年に150万人を確保するというビジョンを引き続き掲げていますが、現在の少子化や他都道府県への転出超過の傾向が今後も続けば、約130万人程度に減少すると予測されています。高齢者一人を5歳～64歳の現役世代1.3人で支えざるを得なくなるなど社会経済への影響が一層懸念されます。若者、特に20代の女性の東京圏への流出の拡大に歯止めがかからなければ、少子化により若年層の女性人口も少なくなっていることを踏まえると、さらに出生数の上昇は見込めません。これらの人口動態に関する改善に向けて栃木ならではの強みを活かして取り組むとしておりますが具体的な内容が重要であると考えます。

さらに第2期戦略では2015年の国連サミットで採択された〈SDGs〉の推進が新たな視点として取り込まれました。サミットでは持続可能な世界を実現するため、先進国・開発途上国を問わず誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、経済社会環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むことなどが考えられています。本件の地方創生の実現に向けた取り組みと共有できるものが多いことからその理念を踏まえて実施していくということですが、第2期戦略の各種施策を推進していくためにはSDGsの理念を踏まえ、県内の民間企業と連携した実効性のある取り組みをすることが重要と考えます。

### 〈知事への質問〉

- ①2020年度当初予算案はどのような方針で編成をしたのか。
- ②栃木の強みを生かした人口減少に対する対策。若者、特に若年層女性への人口動態に関する具体的な改善案。
- ③SDGsの理念を踏まえた、第2期戦略の推進について。

### 〈知事の回答〉

令和2年度の当初予算については台風19号による被害からの復旧復興に最優先で取り組むと共に、とちぎ創生15戦略第2期の年度となることから栃木の未来を担う人づくりや、未来技術等を活用した新たな取組の推進など、地方創生の実現に向けた施策に重点を置いて編成したところです。

こうした中、現在策定中の第2期戦略においては人口減少問題を克服し、将来に渡り地域の活力を維持していくためデジタルマーケティングを活用し、結婚を望む方に的確に情報を届けると共に、女性が働きやすい環境づくりを行う企業へ支援を行うなど、結婚から子育てまで県民一人ひとりの希望が叶う社会の実現を満たしていきます。更にSNSを活用した県内在住の女性による栃木暮らし等の情報発信など、栃木らしさを打ち出した取り組みや高校生が地域と共同で行う課題解決やブランド開発を通して、地元への理解と愛着を深めることによる栃木の将来を支える人材の育成など様々な施策を推進することによって、本県への新たな人の流れを作っていきます。

また第2期戦略の推進にあたっては県民や企業など多様な主体が持つ知恵や力を結晶し、協働することを基本姿勢としています。そこで新たにSDGs推進企業の登録制度を創設することなどにより、企業や団体等と連携した持続可能な社会づくりを推進していきます。更に現在策定中の次期プランにおいてSDGsと県の施策目標との関係性を整理し、県議会を始め県民の皆様を示したいと考えています。新年度は第2期戦略がスタートする節目の年です。市・町や企業など多様な主体と連携しながら、栃木の未来創生に取り組んで参ります。



## 《質問1-2》

人口流出の改善案、そして若い女性を取り込むと形での働きやすい環境づくり、SNSを活用し女性を栃木に留めるための行動、そういう事をしっかりとやっていくという回答でした。

ただSDGsのことにに関しては、実際行っているSDGsとタイアップしているという様な情報発信がまだまだ少ない、という実感は私を持っています。そこで総合政策部長に再質問をします。今後SDGsの理念を県民に広くPRをしていくということがこれから栃木県には求められてくると思います。

### 〈総合政策部長への質問〉

どのような形で情報を発信していこうとしているのか。

### 〈政策部長の回答〉

SDGsにつきましては、今年度も市・町や県民の皆様を対象とした研修会などを開催し、その中で理念の普及に取り組んできました。今後もシンポジウムや講習会など様々な機会を設けてSDGsの理解の促進に努めて参ります。

### 〈感想〉

これからPRも必要になってくると思います。先行して行っている神奈川県ではSDGs推進局というものを立ち上げ、全面的に県の発信力を高めているということで、それを見習うような形で栃木県もしっかりとPRしていただきたいと思います。お隣の群馬県ではSDGs推進に資する事業に取り組む事業者への支援という、制度融資の新たな要件を追加したという動きも出ているので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

## 《質問2-1》新型コロナウイルス感染症に対応した体制について知事にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症についての状況が発表されていますが、感染経路が特定できない国内症例が発生しており感染拡大の不安が高まっています。厚生労働省は国民の不安を軽減すると共に蔓延を防止する観点から、都道府県と連携し医療体制の整備を行っています。臨床的な特徴として潜伏期間は2日～10日。その後、発熱咳全身倦怠感等の症状が発症し一部の場合は5日から14日間で呼吸困難の症状となり肺炎に至る。高齢者や基礎疾患をもつ方は重症化するリスクが一定程度あると考えられています。県は県民や観光客等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため正確で迅速な情報提供と感染予防のさらなる注意喚起・相談体制・検査体制の整備等、全庁挙げて取り組んでいると承知をしています。今後も感染拡大が懸念される事から、本県においても医療機関の受入れの為の環境整備を含め万全の対策を講じることが急務です。

### 〈知事への質問〉

県は今後県内において患者が発生した場合、どのように対応していくのか。

### 〈知事の回答〉

新型コロナウイルス感染症は毎日新たな感染者が確認されるなど、国内でも徐々に感染が広がりつつあります。県内では現時点で患者が確認されておりませんが患者が確認された発生初期の段階を想定し、感染拡大を防ぎながら患者の治療を実施する特別な医療提供体制を整えておくことが重要です。このため県では医療機関のご協力を頂いて、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある方を診察する帰国者・接触者外来を二次保健医療圏ごとに設置しました。この医療機関は患者が殺到することを防止するため公表しておりませんので、受診を希望する方は必ずお住まいの地域を所管する健康福祉センター、又は宇都宮市保健所にご相談いただき医療機関の紹介を受けた上で受診されますようご理解ご協力をお願い致します。また入院が必要となった場合は、院内感染対策が行き届いた感染症指定医療機関に入院していただくこととしています。さらに感染が広がり患者が急増した、いわゆる感染期に至った際は重症患者に対する入院医療等が確実に提供できるよう、医療機関のご協力を仰ぎながら準備を進めていきます。なおこの感染症は高齢者や持病のある方は重症化しやすい傾向が見られる事から、市・町や関係機関と連携しながら感染予防の取組の強化にも努めます。今後とも感染動向を注視し、医師会等関係機関と連携しながら県内の患者発生に向けた万全の備えを整えて参ります。

### 〈感想〉

万全の体制という事でしたが、本当にこれは国を挙げて県を上げて対応していかなければならないと思います。見えない不安に対する事というのは本当に大変なことです。ですから感染した方はもちろん、感染しないと思っているような方たちの思いの分断がないように、そして医療機関としっかりと連携した体制を続けていっていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

## 《質問3-1》生きづらさを抱えた方への支援について三つの観点から質問をします。

まずDV被害者の自立支援について県民生活部長に質問します。全国で子供への悲惨な虐待事件が相次いで起きており、配偶者から心身ともにコントロールされてしまった母親が虐待の加害者となってしまいう例も多く見られます。こうしたケースでは子どもへの虐待の原因を突き詰めていくと、母親のDV被害が根幹にあると言っても過言ではありません。母親に対する第三者の支援が重要であり、母親が相談できる場所が近くにあれば自己判断力を持ち、しっかりと子供を守る母親になり、子供は虐待により命を落とさずに済むはずで。

DV被害者支援の中心的な役割を果たす、配偶者暴力支援センターの機能がとちぎ男女共同参画センターに設置され今年で10年目を迎えるようとしています。官民の連携が重要と言われて久しい中、専門的な現場経験を持つ民間団体と行政による対応には違いがあるため、被害者支援と自立に向けた連携には少々壁を感じるようです。県職員の移動が比較的早いことに加え、非常勤である婦人相談員は原則5年という任期の制約があり、専門性の確保という面では十分生かすことができないのではないかと思います。これは同センターの職員個々人の問題ではなく、組織体制を整える上での課題であり、被害者それぞれが抱える背景や事情に向き合い寄り添った対応が必要なことから、特殊な専門性を必要とする同センターの在り方の見直しが必要と考えます。

被害者を取り巻く背景には障害・貧困・孤立・依存など幾重もの問題があり、追い詰められた感情が行き交う状況での対応は、客観かつ専門的な見地からのアセスメント、それに基づく一人ひとりへの適時適切な支援の提供など心理面や生活面での人権に配慮し寄り添った支援は本当に大変難しいものです。配偶者暴力相談支援センターの役割は、入所者が自分を取り戻すため安心してゆったりとした時間を過ごし、これからのことを考えるように見守ることと、その間に入所者が対処する時には安全が保たれ、新たな生活がスタートできるためのネットワークを作ることです。

しかし入所中の支援内容に対する不安や不信を抱えて退所する方や、十分な法的処理が整わず退所する方がいることも事実です。多くの事例経験を持つ民間団体とのネットワーク構築や、連携を図ることで支援プログラムも的確な対応につながるものです。これまでの配偶者暴力相談支援センターの取り組みを踏まえ、県及び市・町での相談対応や保護施設の状況等の把握を行うと共に、官民の関係者を交えた情報交換や事例研究を行っていくことが必要です。

#### 〈県民生活部長への質問〉

本県における保護を必要とする女性への支援の在り方に関し、改めて検討する場を設けることが必要と考えますが所見をお伺いします。

#### 〈県民生活部長の回答〉

DV被害者に対してケースに応じたきめ細かで切れ目のない支援を適切に行い、自立につなげていくためには県と国・市・町、民間支援団体等との連携協働が何より重要であると考えています。そのため県ではDV防止対策ネットワーク会議を設置し、事例の検証や対応マニュアルの作成等を通して、関係機関間の連携強化に努めてきました。

こうした中、国では一昨年7月から有識者会議を設置し、婦人保護事業の在り方全般について検討を行うと共に、昨年6月にはDV対応機関と児童虐待対応機関との連携協力を目的としてDV防止法等を改正しました。今後もこうした国の動向も踏まえ、DV被害者の被害者支援の現状や具体的な事例等についてネットワーク会議などで意見交換を行いながら、関係職員の資質向上や関係機関間の連携強化に努め、地域においてDV被害者が自立し安心して安全に生活できるよう官民一体となって取り組んで参ります。

#### 《質問3-2》

ネットワーク会議の中での情報交換をしている事は聞いていますが、その中で複雑な課題を抱えている方は、センターから出た後どこに着地するかというのは非常に難しいんです。ですから現場の経験として民間は20年来の経験をしていますし、そういった中でネットワーク会議の中ではなかなか話せないようなこともあるでしょう。そういうことも本来であれば、そこに携わっている方々としっかりと意見交換や事例検討をして、何よりも被害者を安全に自立していただくための方策を考えるというのが私は一番だと思います。人は人の中で守られると私は思うので、そういった意味で今までの10年間の間に本当にそれでよかったのか、というような事例も聞いています。ですから意見交換や事例検討をしっかりと行っていくような体制を望んでいます。本当に支援を必要とする方というのはまだまだ自分を取り戻せない辛い状況に在るわけで、そういった中で民と官の連携は本当に必要です。



#### 〈県民生活部長への質問〉

全国的に在り方検討会が始まっているのですが、県としてはそのようなことを今後検討するのか。

#### 〈県民生活部長の回答〉

おっしゃるように大阪府の社会福祉審議会で分科会を設けて、様々な検討して提言があったという事例は承知しています。それから先ほどお答えしたように、国におきましては婦人保護事業全体の在り方について、これは抜本的に見直しを検討していて、すでに1年半以上検討しているわけですが、この結果が中間報告という形で一部出てきました。

今後はその中身についても十分に把握し、それを踏まえて対応していくことが必要だろうと考えています。本県における対応については先ほどお答えしたようにネットワーク会議。これは関係する機関がほとんど網羅されていますし、それから個別のケースの相談にあたっては関係する市・町、そして当該ケースに関わったこれまでの経過等をよく熟知している民間団体の意見を十分聞きながらケースの対応に反映させています。今後はそこを徹底していきたいと思っています。

#### 〈感想〉

貴重なお答えです。民間に関わった方の支援は、センターに入ってから民間との関わりを持ち続ける、そういうことがまだまだできていない部分もあります。そこをしっかりと連携しながら当事者にとって良い支援になるように、そのような栃木県になってほしいと思います。

#### 《質問4-1》母子生活支援施設の今後について質問をします。

18歳未満の子供を養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の母親が子供と一緒に入所し自立のための支援を受ける事ができる、母子生活支援施設が本県には三ヶ所あります。

母子生活支援施設は児童福祉法に基づく児童福祉施設で、1997年(平成9年)の児童福祉法改正により母子寮から母子生活支援施設に名前が改称され、その目的も保護だけから保護するとともに生活を支援すると改正されています。また2004年(平成16年)の児童福祉法改正では、社会的養護を担う施設として位置付けられ、同年改正DV法によりDV被害者の母子が緊急に保護される一時保護施設や、DV被害の自立支援を行う施設として、施設の重要性や必要性は年々高まっています。

平成29年度の社会福祉施設等調査では、全国に215施設4509世帯の定員で8100人の利用者がいます。利用世帯は児童虐待や様々な障害など重い課題のある世帯が多数を占めていて、外国籍の方の利用も増えています。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、現在40年以上も据え置かれた最低基準のため利用者のニーズに対応することが困難になってきています。国では種々の加算制度を設けていますが十分とは言えず、運営主体の公民格差も生じています。

県内の宇都宮市・足利市・那須烏山市にある施設に伺い、現場を調査しました。

さわらごハイム足利・烏山母子寮では定員が20世帯のうち、足利は10世帯。烏山は9世帯の半分の利用となっていて、そのうちの半数は県外からの利用。そして外国籍の方も利用があり、それぞれDV被害者が多いということでした。さわらごハイム足利は足利市が経営主体で、指定管理を足利市社協が運営しています。烏山母子寮は授産施設が併設され、経営主体は社会福祉法人南那須社会事業協会となっています。2施設とも老朽化が激しく、お風呂は共同での利用という形です。

足利市の公共施設等総合管理計画では、施設性能と費用対効果の要見直しで最低のEランクになっています。烏山母子寮は昭和25年5月の開所で約70年が経過をしていますが、建て替え計画は見込めないという事でした。

そして宇都宮市わかくさは、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会が経営主体で8年前に新築移転をしました。定員は20世帯でそのうち19世帯の利用です。そしてDV被害者はそのうちの16世帯、県外からは17世帯、さらにその中で16世帯が生活保護の受給ということです。やはり外国籍の利用の増加で、文化・言語・食生活の問題など多岐にわたる対応が求められています。

このような中、母子生活支援施設の支援を必要とする世帯は確実に増加の傾向にあると感じています。にも関わらず利用世帯数が減少し、定員に満たない暫定定員という形での施設が多くなっています。ニーズと現状のミスマッチです。DV被害者は安全を重視して住所から離れた県外の視察施設を利用する為、広域連携の必要性が増している中、本件の3施設のうち2施設が老朽化し、今後の施設・園の経営に赤信号が灯っています。設置主体は県ではありませんが、母子生活の支援を行っていく上で県にとっても必要な施設であり、施設の存続に関する県の方向性を示すことが必要であると思います。

#### 〈保健福祉部長への質問〉

母子生活支援施設の今後の在り方についてどのように考えているのか

#### 〈保健福祉部長の回答〉

母子生活支援施設は様々な課題を抱える母子が共に生活できるよう保護し、養育や自立に向けたきめ細かな支援を実施しています。近年家庭や地域における養育機能が低下し、DV被害や児童虐待等、複雑・困難な課題を抱える家庭が増加する中、母子生活支援施設では施設退所後も相談支援を実施しています、更に地域住民からの子育て等に関する相談にも応じるなど、地域に開かれた施設運営が求められている所です。

今後もこうしたニーズに的確に対応していけるよう老朽化の課題も含めて、入所定員や支援の内容等の母子生活支援施設の在り方につきまして、福祉事務所・婦人相談所等、関係機関の意見も伺いながら検討して参ります。

#### 《質問4-2》

検討していくというお答えでした。もう待たないと言う程、施設が本当に老朽化しています。そして今、パブリックコメント中の栃木県社会的養育推進計画があります。その中に母子生活支援施設の事がどれくらい乗っているかなと思い、ネットで拝見しました。そこに県は周知に努めるという一文が載っていました。

確かに「こういう施設がありますよ、こういった施設を使いましょう」ということが必要なのは分かります。ですが経営主体ではないとは言っても、県は児童保護の措置費という形で財政の支援もしています。国が1/2、そして入った方が住んでいる市や町によって県が1/2~1/4という形で措置費を計上しています。県にとってもこれは大きな関わりがあるものだと思います。昔は母子寮と言い、なかなか良くないイメージがあるところもありますが、母子生活支援施設という形になったので、周知に努めるや検討をという形ではなく、やはり設置をしている市や社会福祉法人を支援することを早急に考えるべきではないかと思えます。

#### 〈保健福祉部長への質問〉

設置している市や社会福祉法人を支援することを早急に考えるべきではないか。

#### 〈保健福祉部長の回答〉

母子生活支援施設の在り方につきましては、県としての社会的養育の在り方、それからひとり親家庭に対する援助の在り方、これを併せて検討していくべきものと考えています。そうした中でこういった施設の必要性を今後色々と検討していく中で必要に応じて支援していきたいと考えております。

#### 〈感想〉

もう少し強い回答がいただきたかったです。施設に訪問して私が一番感じたのは老朽化でした。もしここに入所するとなったとしてもどうしようかなという思いがあるということです。お風呂が共用だということもあります。わかくさは新築なのでお風呂もお勝手もすべて一つの部屋でアパートに住んでいるような形で、そして保育士さんや相談員がいてお母さんがゆったりと出来るような状態で入所しています。先日私もわかくさに訪問した時には、数日前に入った母子の方とお会いすることがありました。どちらの顔も本当にほっとしているような柔らかい表情でした。ですから支援施設で子どもを育てていく間、入所して自立ができるような環境というのは必要だと思います。この二つの老朽化した施設に対して、県も積極的に関わりを持っていただきたいと私は意見として申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

《質問5-1》生活困窮者の児童生徒への学習支援について質問します。

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、日本の子どもの貧困率は平成の30年間で上昇を続け、平成27年に13.9%まで下がったものの、未だにおよそ270万人の子ども7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあります。家庭の経済状況によって、子どもや若者の将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まることのないように教育・生活・親の就労など様々な支援が求められています。このような中、平成27年4月に施行されました生活困窮者自立支援法に基づき、県は生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童等に対して、学習支援・生活支援の確立や学習意欲の向上を図ることを目的に、学習支援事業の業務委託を行っており現在、県東・県南・健康福祉センターを窓口として県内11町において民間団体が授業を行っています。また県内の14市の類似事業を含めると、全ての市・町において学習支援事業が行われています。この事業には学力だけでなく、将来にわたって子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるようにする事で貧困の連鎖を断ち、また社会全体で子どもの事を第一に考えるという大きな使命があります。2015年に国連で採択されたSDGsでは目標1に貧困をなくそう、さらには2019年11月の新たな子どもの貧困対策大綱では支援が届かない、または届きにくい子ども家庭への配慮など誰をも取り残さないということを掲げており、この事業の必然性を強く感じています。県では対象者となる児童等への支援を丁寧に行っており、事業の開始から約5年が経過した現在、学習意欲の向上や信頼関係の構築、非認知能力と言われる頑張る力などの進展など成果は出てきているのではないかと思います。一方で困窮世帯の子どもたちの中には低基礎学力・不登校・発達障害の疑い・子どもが本来大人が行うと想定されるような家事や家庭の世話を日常的に行っているというヤングケアラーの問題・ひとり親世帯・精神疾患を持つ保護者など、この事業を通して見えてきた子供たちが抱える課題の把握の必要性を感じています。そしてこの対象児童生徒の学習支援への参加率・高校進学率・学習支援事業の保護者への周知と同意・町の福祉分野との連携・送迎にかかる負担を始め、委託事業の財源の問題など今後乗り越えていかなければならないと思います。

〈保健福祉部長への質問〉

学習支援事業の成果と課題をどう捉えるのか、また今後の事業の取り組み方についてどう考えているのか。

〈保健福祉部長の回答〉

生活困窮者自立支援事業の学習支援事業については支援対象を高校生まで拡大すると共に、通うのが困難な児童等の送迎を行うなど、この事業の拡充に取り組んできました。この結果中学3年生のほぼ全員が希望する高校に進学するなど成果を上げている一方、不登校などの配慮を要する児童等への対応や保護者が抱える養育や就労に関する問題への対応に課題があることも見えてきました。このため新年度は学習支援にとどまらず、子供同士の交流や相談支援等も行える教室を開講すると共に、そこで明らかになった問題については生活困窮者自立支援事業の支援員との情報共有を図り支援に努めます。今後も事業者と学校や教育委員会等との連携を強化しながら事業の充実に努めて参ります。

《質問5-2》

学習支援が高校生も対象となったという事は、高校進学から卒業そして社会に出て就労ができる、そこまでを目的としてるものだと思います。

〈保健福祉部長への質問〉

この5年間の生活保護世帯・要保護世帯・準要保護世帯の子どもたちの中で参加した割合はどのくらいか。

〈保健福祉部長の回答〉

申し訳ございませんが、只今手元に資料がないのでお答えできません。

〈感想〉

わかりました、後でお知らせいただければと思います。やはり誰も取り残さないという形で、対象の子供にはまずはその保護者に情報が伝わらなければなりませんし、その保護者の同意というものもあります。そういった家庭はなかなか情報が届きにくい事もあるので困難かとは思いますが、そういったところにも配慮していただきたいと思います。

私はこの質問をする前に埼玉県の学習支援を会派で視察してきました。そこではすでに10年間、モデル事業から続いています。その対象となる子どもの学習支援に加わっている率が42%、そして将来的には60%を目指すということでマンツーマンのような形で学生ボランティアの方の協力を得ながら、週3回行っているという本当に素晴らしいジュニアアスポート事業というのを視察してきました。しかし一方でさいたま市ではその学習支援事業を一般の企業の方という動きもあり、問題が起きているようなこともありました。幸いなことに栃木県は民間の地域福祉をしっかりとわかるようなところが受けておりますので、この学習支援というのを今後、本当に必要な子供達に行き届くような学習支援にしていただきたいと思いますので、そのような形での事業展開をよろしくお願ひしたいと思います。

《質問6-1》栃木からの森・郷・川・湖 プラごみゼロ宣言による取り組みについて質問します。

昨年8月、県は県内25市町と共同でプラごみゼロ宣言を行いました。それに呼応し議会でも不用な使い捨てプラスチックの使用の削減や、再生材などの利用促進・リサイクルと適正な処理の徹底などを図るため、今議会において栃木県プラスチック資源循環推進条例が議員提案で上程されています。国においても、2019年5月にプラスチックの資源循環推進のためのプラスチック資源循環戦略が策定されました。また海洋ゴミ問題への対応には、2019年6月のG20大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が合意されるなど、廃プラスチックへの対策は待ったなしの状況です。県内の廃プラスチックの一部は今まで海外に輸出しリサイクルされていましたが、中国・東南アジア諸国も禁輸措置を実施し、プラスチックを取り巻く状況は厳しいものとなっています。プラスチックがなければ現代社会が成り立たなくなってしまうことも否定できない事実ですが、自然環境下での分解性の低いことから河川から海に流れ出て海洋プラスチックごみとなり、紫外線や波力により5mm以下の極小片となり、マイクロプラスチックや洗顔剤・研磨剤などに使う極小級に加工されたマイクロビーズなどがプランクトンに摂取され、小魚・大型魚・魚を食べる鳥・人間というように食物連鎖が上がるにつれて有害性が濃縮されるなど影響が大きくなっていく事が懸念され、世界的に大きな問題となっています。

2016年1月のダボス会議では、2050年には海洋中のプラスチックの量が魚の量以上に増加するとの試算が報告されました。一方国内では廃プラスチックの有効利用としてサーマルリサイクル焼却による熱利用の割合が半数を占めていますが、地球温暖化対策として二酸化炭素の排出量を削減していかなければならず、二酸化炭素排出を伴うサーマルリサイクルに依存はしてはなりません。県の新年度予算では啓発が主になっていますが、全国で初のプラごみゼロ宣言を県内全自治体と共に行ったのですから、もう一歩踏み込んだ目に見える取り組みを率先して行い、プラスチックを減らすプラスチックフリーに向けて変わる実践的な取り組みを進めるべきだと思います。

#### 〈環境森林部長への質問〉

プラごみゼロ宣言に基づきプラスチック削減に向け、今後どのように取り組んでいくのか。

#### 〈環境森林部長の回答〉

プラスチックゴミを削減していくためには、県が率先して実践的な取り組みを進める必要があることから、現在県庁内の売店においてレジ袋削減に向けシェアパック事業を実施していると共に、昨年には県内全市町から104の店舗が参加して生分解性ストローの実証事業を行ったところです。さらに年度内には県民の皆様への普及啓発を目的としたゴミ拾いのボランティア活動などの県民参加活動を県ホームページで紹介すると共に、新年度には県民の日のイベントにおいて来場者にリサイクル食器を使用してもらうなど、県民参加型の実践的な事業の実施にも取り組んでいきます。またプラごみゼロ宣言の目標を達成するためには、県と市・町はもとより県民事業者の協力連携が必要となることから、今後は本会議の日に五十嵐議員が説明をされました、栃木県プラスチック資源循環推進条例の成立と歩調を合わせて関係者が意見交換を行う協議会を立ち上げ、その中で効果的かつ実践的な取組の実施についても検討していきます。今後もプラごみゼロ宣言の実現に向けプラスチックの有効利用を促進すると共に、プラスチックごみの削減に官民連携して取り組んで参ります。

#### 《質問6-2》

お答えの中で昨年10月に生分解性ストローの実証実験を104店舗で行ったと言っていました。

#### 〈環境森林部長への質問〉

どのような形でこの実証結果をどういう風に活かしていくのか。

#### 〈環境森林部長の回答〉

104店舗調査していただきましたが、その中で引き続き使いたいというのが大体6割ぐらいあったところです。ただし一方で単価が高い、それから製品のバリエーションがないと言ったような声がありましたので、このような声については良い結果をまとめて製造業者あるいは事業者、県民の方にもホームページなどで紹介して、引き続き生分解性ストローなどの使用を促進していきたいという風に考えています。

#### 〈感想〉

ものが変わるという事は使い方も変わります。そしてまた費用もかかるかもしれません。しかし廃プラスチックを少なくするという事は国をあげて、また県全体で取り組んでいかなければならないものだと思います。地球温暖化ということに関して、自分もそのことに加担しているんだという意識づけは非常に重要だと思います。県の意識啓発も重要だと思いますし、それをやっていただけることは本当にありがたいと思っております。

ここに私たちが何か出来るのではないかと、今日からすぐできるような行動というものを行っていくことも必要ではないかと思えます。例えばマイボトル運動ですが、今日1日1本ペットボトルの飲み物を自分のボトルで持ってきたものを飲むという形で、一本ずつ削減するというような小さなことから始めるということも本当は必要だと思いますし、それが大きな運動になっていくのではないかと思えます。そういったことを私たちがみんな含めて頑張っていかなければならないと思ひ、このプラごみゼロ宣言に対しての質問をさせていただきました。

#### 《質問7-1》いちご王国の生産販売戦略について質問します。

先日連合栃木議員懇談会主催の地域交流会において、石坂真一真岡市長より真岡市の現状と今後についてと題して講演をいただきました。その中で3月に予定している、全国いちごサミットin真岡2020についても熱く語られました。

栃木県はいちごの生産量が51年連続で日本のいちごの産地ではありますが、本県農業産出額の約一割を占めるいちごにおいても高齢化の影響を受けており、栽培面積はこの10年間で約100ha減少しています。県内で最も出荷が多い真岡市でも10年間で栽培面積23ha減少しており、内訳としては農家数では124件の減少、ハウスの数では460棟の減少となったということです。しかしながら生産者同士が技術の研鑽に励み、栽培技術の向上によって販売額は10億円増加しています。

一方、茨城県の鉾田市ではメロン栽培から収穫期の長いいちご栽培とちおとめに切り替え、栽培面積が増加していることや、佐賀県のいちごさんが洗練されたパッケージデザインで驚異的に東京市場に進出していることなどを考えると栃木県の日本一の座は盤石というわけではないかもしれません。私も先月、農林環境常任委員会で豊洲市場の調査を行った際、全国のいちごの産地が独自の品質で最大限の魅力発信と、販売方法に非常に力を入れているのを目の当たりにしたところです。栃木県は大消費地首都圏を控え販売を拡大していく上で地位的優位はありますが、栽培面積は減少しており営業力でも他産地から差をつけられているのではないかと感じました。このような中で新品種の栃木i37号は全国から注目を集める大きなチャンスであり、今こそ従来のやり方にとらわれず変わる勇気を持って積極的に打って出ることが必要であると考えます。さらに昨年は台風第19号により本県のいちごも大きな被害を受けました。

#### 〈農政部長への質問〉

それにも負けずに頑張る栃木として日本一の地位を確保し続けられるよう、しなやかな企画力を持っていちごの生産販売戦略を展開すべきと考えますが農政部長の所見をお伺します。

### 〈農政部長の回答〉

いちご王国とちぎを維持発展させていくためには、まず新規栽培者の確保といちごの生産力を高めていくことが重要です。このためいちごの生産を開始する農業者に対して、生産ハウスの取得や栽培技術の習得を支援すると共に、県内外の意欲ある若者を呼び込むため令和3年度に県農業大学校にいちご学科を新設します。また生産力の強化については個々の農家の経営規模の拡大を図るため、出荷調整作業を共同で行うパッケージセンターの整備や、苗作りの外注による省力化を推進すると共に、面積当たりの収量を高めるため収量性に優れた新品種、栃木i37号普及の拡大やAI等の最新技術を活用した栽培管理システムの開発を進めていきます。さらに本県産いちごのブランド力を高め、販売面での競争力を強化していくため、いちご王国プロモーションを通じて本県産イチゴの魅力を全国にアピールしていきます。今後とも農業団体等と連携して、いちご王国栃木の一層の発展を目指して参ります。

### 《質問7-2》

いちご学科の新設やパッケージセンター、収量の多いi37号という形でいちご王国を盤石なものにするための生産に関しての意気込みは感じられましたし、それが農業者にとっても素晴らしいものだという事は分かっています。そこから販売戦略というものがこの栃木県にとっては大きな課題になってくるのではないかと思います。首都圏に近いという事もあり、今まで出荷をしてきたいちごは見ただけで買いたいと思うものだったから販売するとよく売れるという状況もあったと思います。

日本国内の地理的に厳しいようなところでは官民共同でその県産のものをしっかりと売り込もうとしている姿を見ると、栃木県はその優位差を当たり前と思わずに入っていくという戦略が必要ではないかと思いました。豊洲市場を見た時、パッケージの色で人目を引きつけ食べてみたいと思わせる荷姿もそうです。そう言ったことの戦略というものがもう一本欲しいと思います。

### 〈農政部長への質問〉

販売戦略についてはどのように考えているか。

### 〈農政部長の回答〉

いちごについては全て県のコントロール下にあるのではなく、生産者が作られてそれを農業系統で出荷されているものと、個人で出荷されているという多様な出荷方法があります。いちご王国とちぎとして、実力のある栃木県から出ているいちごということでPRしていく事が有効であると考えているので、いちご王国とちぎとして全国に増やしていくという事で進めていきたいと考えています。

### 〈感想〉

戦略というのは本当に難しいと思いますが、やはり県もあげて戦略を組んでいく事、そしてi37号の名称も本当に魅力をそそるような、食べてみたいと思うような名前というものを期待したいと思います。そういったところからいちご王国51年52年が続くような販売戦略を栃木県として全力でやっていただきたいと思います。

### 《質問8-1》 スクールハラスメントのない学校を目指して教育長に質問します。

学校でのモラハラ、パワハラなどのことをスクールハラスメントと呼びます。あまり聞き慣れないかと思いますが主に教師から生徒に向けて行われる、嫌がらせやいじめ等の総称のことで体罰もそこに含まれます。特に運動部の部活動において良い結果を求めるあまりにエキサイトして、言葉が荒くなり指導の範囲を超えた暴言として精神的な苦痛を与えることです。生徒と教師との間での直接の解決というのが一番望ましい事ですが、現場では生徒と先生という関係性からすると生徒からなかなか言い出すことは難しいというのが現状だと思います。教師の暴言により傷つきショックを受け、心的外傷後ストレス障害(PTSD)やパニック障害となり不登校の引き金となったり、将来の人生設計が見いだせなくなってしまう生徒もいると聞いております。体に証拠が残る身体的な暴力や傷は外から見えますが、人権を否定した侮辱的な言葉の暴力はその時その時で消えて行ってしまう、表面的には何もなかったかのように流されていきます。小さなことでも暴言が繰り返される事により精神的なダメージは大変大きくなり、これは決して許されるものではありません。心身ともに様々な経験を積み将来に向かって成長するため、十分に学べる学校環境でなければならないと思います。多くの教職員の方は教育や部活動の指導には真摯に取り組んでいると思いますが、スクールハラスメントは現に起こっているわけですから、教職員に対してハラスメント全般に関する認識・人権意識・資質の向上を図っていく必要があると思います。

### 〈教育長への質問〉

スクールハラスメントの無い教育環境の整備に向け、具体的にどのように取り組んでいくのか。

### 〈教育長の回答〉

教職員によるハラスメントは心身の成長過程にある児童生徒の健全な育成を阻害するものであり、その未然防止を図ることが重要です。このため各学校において不祥事防止マニュアルに基づきハラスメントへの認識を深めるための研修を実施すると共に、コンプライアンス意識調査により個々の教職員の児童生徒への言葉遣いや威圧的な態度等を定期的にチェックするなど、教職員の人権意識の高揚を図っているところです。また児童生徒に対する体罰や暴言等が行われた場合には詳細に事実確認をした上で教職員懲戒処分基準に照らすと共に、また検討の例を参考に厳正に処分してきたところです。今後とも市・町教育委員会等と連携し、人権教育・人権意識のさらなる向上を図るなどハラスメントの撲滅に向け、児童生徒が生き生きと学ぶことができる学校づくりを推進して参ります。

### 《質問8-2》

マニュアルでの研修という形で、先生方の意識向上に勤めているということですが、やはりその児童生徒にとってはとても大きな傷となる先生からの暴言は本当に問題だと思います。エスカレートしていくと思ってもみなかったような暴言を言うってしまうようなことも多々あるのではないかと思いますし、言っている側はさほど気づいていなくても言われた生徒にしたら非常に傷つくというようなものがこのハラスメントだと思います。

先ほどの回答のなかで、教育委員会での教職員の懲戒基準というものに照らし合わせたということでその基準を私も拝見しました。あまりこういうことで助長したくはないのですが、その中で目に見える暴力と言葉の暴力、この二つというのは個々の事例を見ながらというような形で今までやってこられたとお答えでしたが、他県を見ると言葉の暴力もきちんとその懲戒基準の中に明記されてる県もあります。関東では栃木県には明記されておりませんが、群馬県や茨城県もきちんと暴力の他に言葉の暴力が明記されています。

#### 〈教育長への質問〉

言葉の暴力について明記するのが重要だと思いますが、どのように考えているのか。

#### 〈教育長の回答〉

ご指摘の通り現在の懲戒処分の基準では具体的に言葉の暴力ということは記載されていませんが、児童生徒に対する非違行為といったことに該当して対応や、児童生徒に言葉で与えた影響やその累積の度合いなどといったことを総合的に勘案して処分をしているところです。ご指摘の基準そのものの見直しについてはこれまでも必要に応じて改正をしてきたところですが、ご指摘の他県の関係も参考にしながら見直しについても検討していきたいと考えています。

#### 〈感想〉

見直しの検討という言葉いただきました。ハラスメントによって苦しんでいる、言い出せない、辛い思いをしている生徒もいます。

先日作新大で若者とひきこもりの全国大会が行われました。その時に学童の指導員の方から、小学生の時代でもプライドを傷つけられるような言葉を言われている児童生徒がいますというような事もおっしゃっていました。こういう小さな小さな積み重ねが、その子どもたちの大きな心の傷になっていくかと思しますので、言葉の暴力や外からは見えない消えてしまうような暴力、これに対しても十分な対応をしていただきたいと思います。また市・町の教育委員会からも基準の改正というようなことが出た時には、県教育委員会としてそのことに向き合って明記に向けた改正、そういう動きを検討していただきたいと思います。



以上をもちまして私が用意した質問は終わりました。最初に言いましたように持続可能・環境・共生、そして人への投資ということを柱に今回代表質問をさせていただきました。なかなか見ただけではわからないような、そういったところに支援をするというのは本当に大変なことです。そういうところにも目を配った県政運営をしていただきたいと思いました。これで私のすべての質問を終わらせていただきます、ありがとうございました。